

岐阜市告示第 100 号

建築基準法による中間検査の実施について

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 92 号）第 1 条の規定による改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 11 の規定により次のとおり告示し、平成 19 年 6 月 20 日から適用する。

建築基準法による中間検査の実施に関する告示（平成 18 年 7 月 3 日岐阜市告示第 374 号）は、平成 19 年 6 月 20 日から廃止する。

平成 19 年 5 月 21 日

岐阜市長 細江 茂光

1 中間検査を行う区域

岐阜市全域とする。

2 中間検査を行う期間

平成 19 年 6 月 20 日から 3 年間とする。

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

次のいずれかに該当する建築物とする。

(1) 法別表第一(一)の項から(四)の項までの(い)欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>を超え、かつ、地階を除く階数が 3 以上の建築物のうち新たに建築するもの

(2) 階数が 3 以上の共同住宅のうち新たに建築するもの

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。

主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
ア 木 造	木造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分である木造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事（屋根葺き工事を除く。）

イ 鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分である鉄骨造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事(屋根葺き工事を除く。)
ウ 鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置(プレキャストコンクリート部材にあつては床版を接合)する工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋(プレキャストコンクリート部材にあつては床版の接合部)をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
エ 鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

備考

- 1 組積造、補強コンクリートブロック造、その他これらに類する構造にあつては、ウ欄を適用する。
- 2 前項に掲げる建築物で、アからエまでの2以上の工程に該当する場合はいずれか早期のものを、アからエまでのいずれかの工程を2以上に分けて施工する場合は2以上の工区に分けた工区のうちいずれか早期のものを特定工程とする。

5 適用の対象となる建築物

- (1) 適用日以後に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請書(変更確認申請を除く。)を提出する建築物及び法第18条第2項の規定による計画の通知(計画変更通知を除く。)を提出する建築物について適用する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、法第6条の3第1項第2号に掲げる建築物、法第7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物、法第68条の11第1項の認証を受けた型式部材等の製造者により製造若しくは新築される建築物又は法第85条の規定の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。
- (3) 適用日前に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請書を提出する建築物に対するこの告示の適用については、なお従前の例による。